

岩手県告示第491号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、クリーニング師試験を次のとおり行う。

平成25年6月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
学科試験	平成25年9月5日(木)午前10時15分から	盛岡市内丸11番1号 盛岡地区合同庁舎
実地試験	平成25年9月5日(木)午後0時45分から	”

2 受験手続 受験願書を平成25年7月5日(金)から同月25日(木)までに住所地を所管する岩手県保健所（盛岡市に住所を有する者にあつては県央保健所、県外に住所を有する者にあつては岩手県環境生活部県民くらしの安全課）に提出すること。

3 その他 詳細については、岩手県環境生活部県民くらしの安全課又は最寄りの岩手県保健所に問い合わせること。